

## 条例制定

### ■総代の設置に関する条例の制定

総代制を確立し、市政の主体的かつ能率的な運営に資するため定めるものです。

#### 質疑

まとまっている地域、市民への対応はどうするのか。

#### 答弁

年度内、限られた時間ではあるが、時間があるので、実現に向けて努力する。

#### 質疑

総代の仕事とは何か。連絡調整や窓口、パイプ役という表現では十分な理解が得られないのでは。

報酬年8万1千600円について、非常勤特別職の委員長の日額を基礎にしたというが、なぜか。

#### 答弁

平成21年度の総代会で、総

代の役割を具体的にまとめたものを連絡調整会議で審議した。21年度からは総代にお願いする事項などを書き出したものを配布する予定。

報酬については、総代会の連絡調整会議の正・副代表者会で、総代側から、これどうかという総意のもとに月6千800円、年間8万1千600円で認められた。

### ■下水道条例の制定

市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法に基づく公共下水道の設置並びに管理及び使用等に關し定めるものです。

#### 質疑

加入する時の受益者負担金が今回の条例に触れられていない。組み入れられるべきではないか。

下水道は、海部郡の3市5町で今進められている。受益者負担金の問題や使用料は各市町で格差があってははいけない。関係市町とどのような協議がなされてきたのか。

#### 答弁

受益者負担金等については、都市計画法75条、地方自治法第24条に規定があり、工事費の一部として受益者から徴収するもので、下水道条例とは別の条例で定めなければならぬ。

敷地面積1㎡当たり500円、それから一般住宅については上限25万円、関係市町と最終的な確認作業を行っている。

### ■老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定

### ■デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の制定

### ■佐織高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例の制定

保健・福祉に関する複合公共施設の条例の整理をするため制定するものです。

#### 質疑

佐屋デイサービスセンターは佐屋地区、佐織デイサービスセンターは佐織地区と事業の実施区域を決めているが、立田・八開地区のデイサービスはどうなっていくのか。

#### 答弁

県に事業所として申請するときに、施設の中における時間を届ける必要がある。

時間によって報酬が違い、あまり遠いところまで迎えに行く報酬が変わるので、範囲を限定している。

立田・八開は、現在、悠々の里や明範荘などに引き続きお願いしたい。

## 条例改正

### ■佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正

### ■八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の全部改正

### ■社会福祉会館設置条例及び保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

保健・福祉に関する複合公共施設の条例の整理をするため改正するものです。

